

特記仕様書（案）

1 業務名

柳井市地域公共交通計画策定支援業務

2 要旨

本仕様書は、山口県業務委託共通仕様書（最新版）に定めるもののほか、柳井市地域公共交通計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の内容を示すものである。

3 業務の目的

本業務は、地域における多様な関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通の「リ・デザイン」（再構築）を実現するため、令和2年6月に策定した柳井市地域公共交通網形成計画（以下「現計画」という）の基本的な考え方を引き継ぎながら、本市の公共交通をとりまく社会情勢の変化を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）に基づく、「柳井市地域公共交通計画」（以下「交通計画」という。）の策定について支援することを目的とする。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで

5 対象地域

柳井市全域（必要に応じて周辺地域を含める。）とする。

6 業務内容

現時点で想定する業務の内容は次のとおりとする。

提案事業者の企画提案内容及び柳井市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）との協議により調整することとする。

（1）計画準備

履行期間内に必要な調査検討、パブリックコメント、協議会等のプロセスを経て計画策定を確実にを行うための実施方針、実施体制、実施工程等を記した業務計画書を作成する。

（2）地域特性・社会動態の整理

人口動向（総人口、地区別、年齢3区分別、将来人口）や主要施設等設置状況（病院、公共施設、商業施設、教育施設等）、交通特性など地域特性について既存資料等を活用し、整理する。

（3）上位・関連計画の整理、分析

「第2次柳井市総合計画」、「柳井市都市計画マスタープラン」、「柳井市立地適正化計画」など、上位・関連計画における公共交通の位置付け、関連分野との連携等について整理・把握する。

（4）地域公共交通に関する現状把握

ア 地域公共交通のデータによる状況把握

地域公共交通のネットワークやサービス状況、利用状況、運行収支などの各種データを集約整理する。特に路線バスについては、路線系統・停留所、利用者数、運行本数などのデータ（GIS データベース）を作成し、サービス状況及び地域別・路線別（系統別）などの利用実態を整理する。

イ 各種実態調査の実施

地域公共交通の利用実態や問題点、地域住民・利用者など市民の潜在需要やニーズ等を把握するため、各種調査内容（市民アンケート調査、関係者ヒアリング調査、地域公共交通機関利用者アンケート調査）について検討を行い、調査票を作成する。

※調査票の印刷及び調査の実施については、協議会が行うものとする。

（５）地域公共交通に関する問題点・課題の整理

ア 現計画の目標達成状況の評価

柳井市地域公共交通網形成計画の施策進捗状況及び目標達成状況を評価するとともに、その要因を分析する。

イ 地域公共交通の問題点・課題の整理

地域概況、まちづくりの方向性、公共交通の現状などから地域公共交通の需要と供給について分析し、計画策定に資するデータの見える化を行い、地域公共交通の問題点や課題を整理する。

（６）柳井市地域公共交通計画（素案）の検討

ア 基本的な方針・目標設定

柳井市における将来像と地域公共交通が果たすべき役割、問題点や課題などを明確にした上で、地域公共交通の活性化・再構築のための基本的な方針や目標を設定する。

イ 地域公共交通ネットワーク形成の方針設定

- （ア） 様々な交通手段の役割や機能等を踏まえて、地域の輸送資源を総動員する地域公共交通ネットワーク形成の方針を設定する。
- （イ） 国や県の施策動向を踏まえながら、新たなモビリティサービスの実装やデジタル化への対応などにより、地域公共交通の利用促進策を検討する。
- （ウ） 真に必要な地域公共交通ネットワークを維持確保するための、適正な補助金のあり方やその他の資金調達について検討する。

ウ 目標達成のための取組内容の検討

地域公共交通の活性化・再構築のための具体的なネットワークの再編内容や収益確保のための利用促進施策など有効かつ実現可能な取組内容について整理し、具体的な施策及び実施主体、実施時期等を取りまとめる。取組は、行政が実施するものだけでなく、交通事業者や市民が協力して実施するものも含めて検討する。

エ 計画達成状況の評価の考え方・手法の検討

- （ア） 地域公共交通利用者数、収支率、公的資金の投入額、地域公共交通の利用頻度、平均輸送密度など定量的な計画目標を設定する。
- （イ） P D C A サイクルに基づいた計画の達成状況を確認するための評価手法を設定する。
- （ウ） 目標の設定については、毎年度評価検証しやすい指標を中心に据え、費用のかかるも

- のについては複数年度に一度とするなど持続的なモニタリングのための工夫を行う。
- (エ) 路線バスについてクロスセクター評価(地域公共交通の運行に対する行政負担と廃止したときの追加的代替費用の比較)を行う。

オ 計画取りまとめ

協議会やパブリックコメント等での議論・意見等を踏まえた計画のとりまとめを行う。

計画には、地域公共交通の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額に加え、地域内交通と地域間交通との円滑な接続の確保などの観点からの目標値を記載する。また、路線等ごとの役割や運営のあり方などを明確に記載する。

(7) 協議会等の運営支援

ア 協議会の運営支援

協議会に必要な資料を作成するとともに、協議会に同席し運営補助、議事録作成などを行う。なお、対象となる協議会は、期間中に3回程度の開催を想定している。

イ パブリックコメントの実施支援

「柳井市地域公共交通計画(素案)」について、パブリックコメントを行い、収集した意見の整理と対応策を作成する。

(8) 報告書作成

これらの計画策定の結果を取りまとめて業務報告書を作成する。

(9) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、初回・中間回・納品時の計3回程度、打合せ協議を行うこととし、必要となる資料作成、議事録作成等を行う。

(10) 業務に関する補足事項

作成する資料は、市民から見やすく、読みやすく、分かりやすいものとなるよう心掛け、簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、必要に応じてグラフや表などを作成し、レイアウト等にも配慮すること。

また、国の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けている路線等について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定されている計画への記載が必要な事項に留意すること。

7 成果品

(1) 業務報告書 1部

(2) 電子データCD-R 一式

柳井市地域公共交通計画(計画書)の原稿データ

柳井市地域公共交通計画(概要版)の原稿データ

※PDFデータ、加工可能なデータ形式(ワード、エクセル等)でそれぞれ作成

(3) 本業務において収集・作成した資料及び電子データ(CD-R等) 一式

※ 計画書の製本は、協議会が行うものとする。

8 その他留意事項

- (1) 成果品の管理及び帰属は、全て発注者とし、受注者は発注者の承認なしに他に成果品を公表、貸与及び使用等をしてはならない。
- (2) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。
- (3) 本業務により知り得た個人情報については、本業務の終了後、全て発注者へ提出するものとし、データ等については廃棄すること。業務の遂行にあたっては、発注者及び柳井市と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、「個人情報の保護に関する法律」の規定及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 本業務の実施にあたり、受注者に対し、作業に必要な発注者若しくは柳井市で作成又は保有している各種計画等の資料を貸与するものとする。受注者は、貸与資料の紛失、汚損、破損がないよう十分注意して取り扱い、本業務の完了後は、速やかに発注者若しくは柳井市に返却しなければならない。貸与資料については、発注者の許可を得ずに複製してはならない。
- (5) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。